

審 査 基 準

令和 4 年 4 月 28 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 5 条 第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日 (行政庁の休日は含まない)
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :